

宮城県教育復興懇話会開催要綱

(目的)

第1 東日本大震災からの本県教育の速やかな復興に向け、本県の教育施策の在り方について学識経験者等から意見を聴取するため、宮城県教育復興懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(組織)

第2 懇話会は、学識経験者、有識者及び教育関係者の中から教育長の選任する者（以下「構成員」という。）をもって構成し、別表のとおりとする。

(座長等)

第3 懇話会には、構成員の互選により定める座長及び副座長を置く。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 懇話会は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要に応じ、懇話会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 懇話会の庶務は、教育庁教育企画室において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年 5月16日から施行する。

2 この要綱は、平成24年 3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3 関係）

（五十音順 敬称略）

氏 名	職 名 等
梶田 叡一	環太平洋大学学長・学校法人聖ウルスラ学院理事長
澤 昭裕	21世紀政策研究所研究主幹
須能 邦雄	石巻魚市場株式会社代表取締役社長
武田 政春	白石市教育委員会教育長
山田 晴義	特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事